

## 令和4年度 障がい者虐待防止・権利擁護研修等

日高圏域障がい者総合相談支援センター こみっと  
地域づくりコーディネーター 石黒 建一

### ■ 講義・演習の流れ

#### \* 説明・自己紹介

～アイスブレイク～

#### \* 講義 1 「障害者虐待について」

- ・ 障害者虐待の背景、障害者虐待防止法の要点
- ・ 虐待が発生した場合の対応について ～養護者による虐待を例に～

#### \* グループワーク「これ発見したらどうする？」

- ・ ある事例をふまえて、参加者それぞれの立場からすべきことを考えましょう。

《小休憩》

#### \* 講義 2 「虐待防止に向けた体制整備について」

- ・ 障害者虐待防止法 令和3年度改正の内容
- ・ 施設における虐待の共通の構図
- ・ 「小さな出来事」について

#### \* グループワーク ～感想・意見交換～

※一人一つは身近にある「小さな出来事」を挙げてみてください。

### ■ 配付資料について

厚生労働省が毎年開催している「障害者虐待防止・権利擁護指導者研修」(国研修)の資料を基に作成しています。大きく分けて「障害者虐待防止法の概要」「障害者虐待が発生した場合の対応」「虐待防止に向けた体制整備」の要素に絞って構成し直したのですが、それぞれの立場における適切な対応については、厚生労働省発出の手引き等を改めてご確認願います。

(参考)

- ☞ 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」(令和4年4月)
- ☞ 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(令和4年4月)
- ☞ 「職場内虐待防止研修用冊子」 ※厚労省が職場内研修用の冊子を配布しています。
- ☞ 「障害者虐待防止の研修のためのガイドブック」(令和4年11月) ※発行元：全社協

## 障害者虐待の背景と経緯

- あまり問題とされていなかっただけで、障害者施設での体罰は以前は当たり前のようにあった。
- 親から子への虐待、先生や部活顧問の体罰もよくあった。
- 当時は暴れる障害者、言うことを聞かない障害者を力で従わせることができた職員が一目置かれていた。
- 人権をめぐる状況が今とはかなり違う。
- 問題にされるようになったのは1990年代後半から。
- 今でも、当時の「成功体験」を忘れられないベテラン職員がいる。
- 障害者の人権や支援スキルを学ぶことなく、場当たりの力で抑圧している若い職員もいる。

【令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 | 共通講義(野澤和弘氏)より引用】

## 1990年代～2000年代の虐待事件と対策

- サングループ事件（滋賀県、1995年）
- 水戸アカス事件（茨城県、1996年）
- 白河育成園事件（福島県、1997年）

- 障害者110番
- オンブズマン
- 成年後見制度
- 日常生活自立支援事業
- 第三者委員、運営適正化委員会

- カリタスの家事件（福岡県、2005年）
- 袖ヶ浦福祉センター、死亡事件（千葉県、2013年）
- 津久井やまゆり園事件（神奈川県、2016年）

【令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 | 共通講義(野澤和弘氏)より引用】

# 障害者虐待防止法

- 児童虐待防止法 2000年
- 高齢者虐待防止法 2005年
- 障害者虐待防止法 2011年

- ✓ 通報義務 / 早期発見義務
- ✓ 虐待の5類型（身体拘束）
- ✓ 虐待禁止の明示
- ✓ 調査の権限と対象

（市町村 → 家庭（＝養護者による障害者虐待）  
都道府県 → 施設（＝障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）  
労働局 → 職場（＝使用者による障害者虐待）

※学校と病院は管理者に予防・改善義務

【令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 | 共通講義(野澤和弘氏)を引用のうえ一部加筆】

## 法の目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重大であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に対する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

【令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 | 共通講義(関哉直人氏)より引用】

## 「障害者」の定義

- 「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」
- 障害者手帳を取得していない場合も含まれる。
- 18歳未満の者も含まれる（養護者虐待の通報や通報に対する虐待対応については、児童虐待防止法が適用）

【令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 | 共通講義(関哉直人氏)より引用】

## 障害者虐待の種類

- ① 身体的虐待
- ② 性的虐待
- ③ 心理的虐待
- ④ ネグレクト（放棄・放置）
- ⑤ 経済的虐待

【令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 | 共通講義(関哉直人氏)より引用】

## 虐待行為に対する刑事罰

- ① 身体的虐待：殺人罪、傷害罪、暴行罪、逮捕監禁罪
  - ② 性的虐待：強制わいせつ罪、強制性交等罪、準強制わいせつ罪、準強制性交等罪
  - ③ 心理的虐待：脅迫罪、強要罪、名誉棄損罪、侮辱罪
  - ④ ネグレクト：保護責任者遺棄罪
  - ⑤ 経済的虐待：窃盗罪、詐欺罪、恐喝罪、横領罪
- ※ただし、親族相盗例に注意。

必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められる。

日頃からの警察との連携も重要。

【令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 | 共通講義(関哉直人氏)より引用】

## 身体拘束の例

- ① 車いすやベッドなどに縛り付ける
- ② 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける
- ③ 行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる
- ④ 支援者が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

【令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 | 共通講義(関哉直人氏)より引用】

## 身体拘束は原則許されない

「正当な理由」

- ① 切迫性
- ② 非代替性
- ③ 一時性

のすべての要件をみたす場合

→ 原則は違法であるという認識が必要

【令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 | 共通講義(関哉直人氏)より引用】

## 早期発見義務

障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

【令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 | 共通講義(関哉直人氏)より引用】

# 通報義務

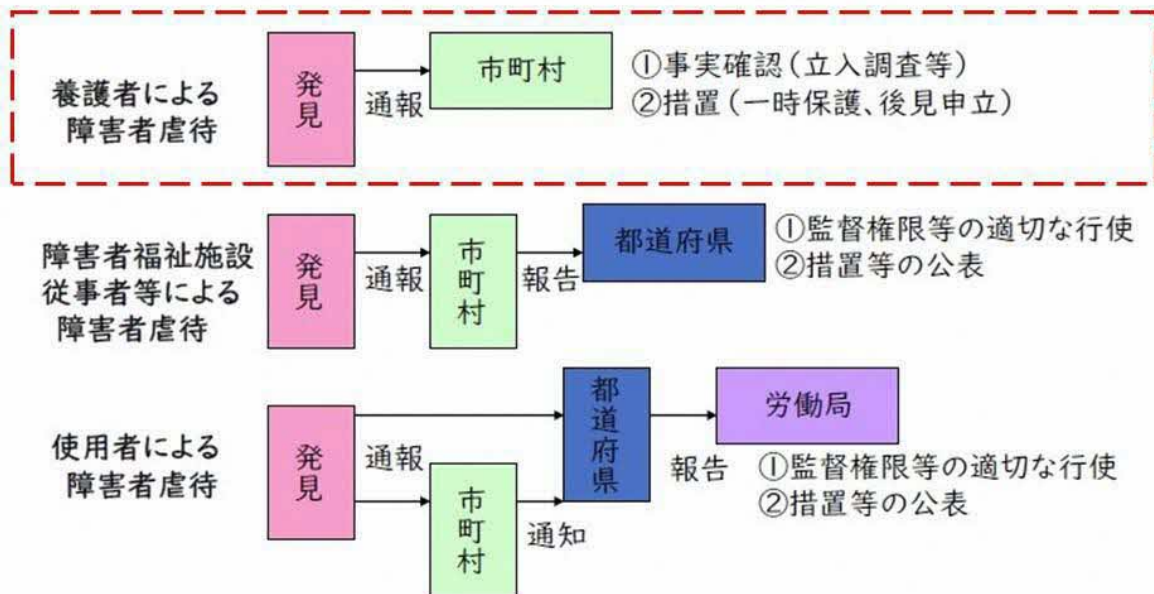
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

※障害者福祉施設従事者等は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

【令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 | 共通講義(関哉直人氏)より引用】

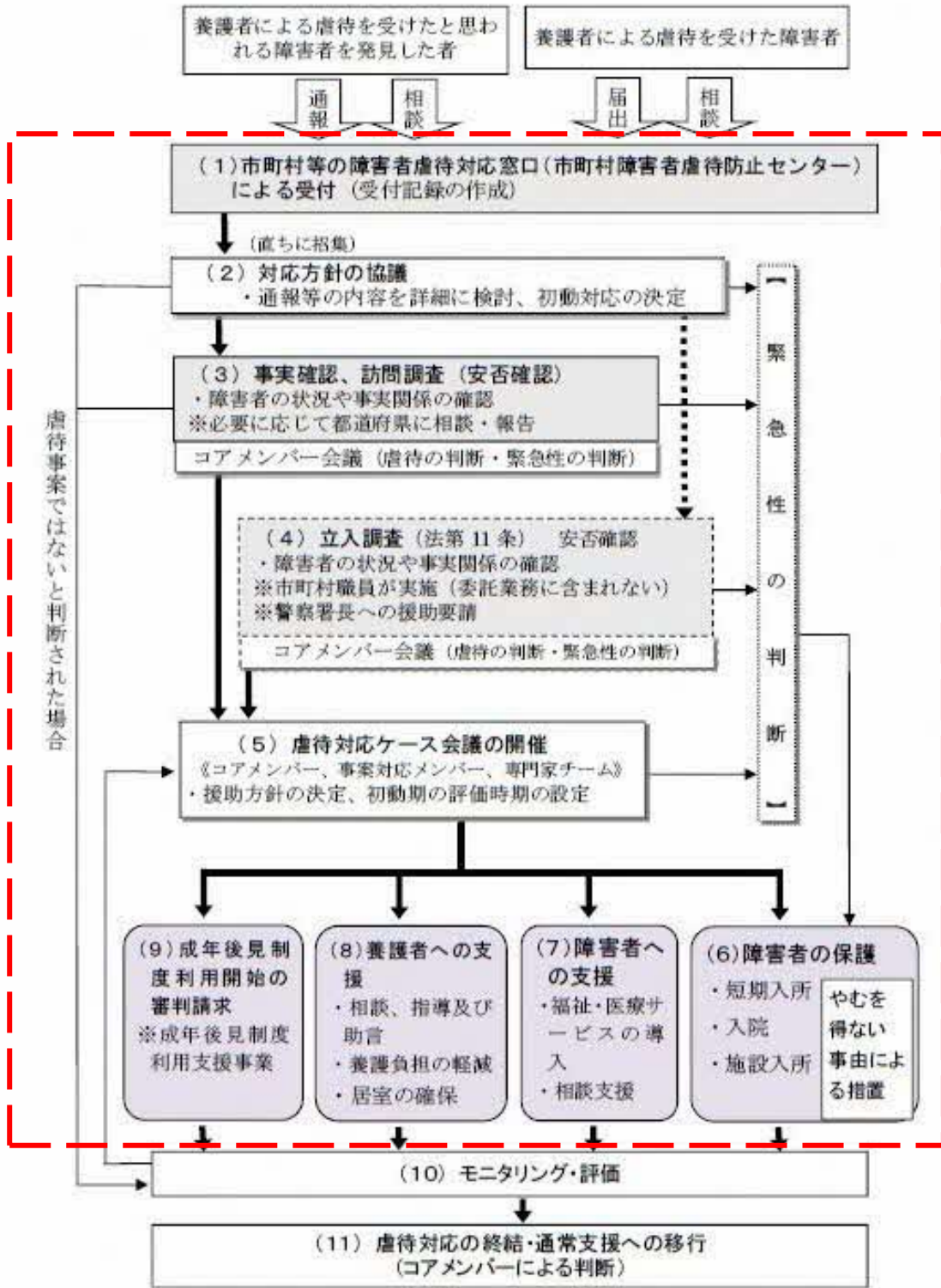
## 通報の窓口と流れ

窓口は「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」



【令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 | 共通講義(関哉直人氏)より転載】

### 3 養護者による障害者虐待が発生した場合の対応（市町村）



※市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き（令和4年4月）P42 参照。



# 障害者虐待の防止に向けた基本的視点

1. 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ
2. 虐待の早期発見・早期対応
3. 障害者の安全確保を最優先する
4. 障害者の自己決定の支援と養護者の支援
5. 十分な情報収集と正確なアセスメント
6. 関係機関の連携・協力による対応と体制
7. 十分な説明と見通しを示す

【令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 | 自治体講義(野村政子氏)より引用】

## 1. 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

- 虐待が発生してからの対応よりも**未然に防止すること**が最も重要
- **住民や関係者**に対し、障害者虐待防止法の周知のほか、障害者の権利擁護についての啓発、障害や障害者虐待に関する**正しい理解の普及**を図る
- 障害者やその家族等が孤立することのないよう、**地域における支援ネットワーク**を構築する
- **養護者の負担軽減**を図る（必要な福祉サービスの利用を促進する等）

住民や関係者と協力して支援ネットワークをつくる

【令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 | 自治体講義(野村政子氏)より引用】

## 2. 虐待早期発見・早期対応

- 問題が深刻化する前に**早期に発見**し障害者や養護者等に対する支援を開始することが重要
- **通報義務の周知**（国・地方公共団体のほか保健・医療・福祉・使用者等の関係者も早期発見に努める）
- 地域組織との協力連携、ネットワークの構築等によって、**虐待を早期に発見し対応できる仕組み**を整える

住民や関係者と協力して支援ネットワークをつくる

【令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 | 自治体講義(野村政子氏)より引用】

## 3. 障害者の安全確保を最優先する

- 障害者の生命に関わるような緊急的な事態では**一刻を争う**
- 障害者本人の自己決定が難しいときや養護者との信頼関係を築くことができないときでも、**障害者の安全確保**を最優先するために入院や措置入所等の緊急保護を必要とする場合がある
- 緊急的な保護を実施した場合には、**養護者に対し特にその後の丁寧なフォローアップ**が必要となる

組織的決定に基づき迅速かつ適切な対応をする

【令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 | 自治体講義(野村政子氏)より引用】

## 4. 障害者の自己決定の支援と養護者の支援

- 本人の**自己決定を支援**する視点が重要  
(法が目指すのは、障害者が**地域において自立した生活**を円滑に営めるようにすること)
- 虐待している**養護者**を加害者としてのみ捉えがちだが、養護者が何らかの問題を抱えていることがあり、それが複合・連鎖的に作用し虐待に至っているという**構造的な問題把握**が重要
- このような場合、一次的なかかわりでは改善が望みにくいため、**障害者の安全確保を最優先としつつ、積極的に養護者支援を展開**していくことが求められる

**養護者支援の視点が重要→関係機関との連携が必要**

【令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 | 自治体講義(野村政子氏)より引用】

## 5. 十分な情報収集と正確なアセスメント

- 障害者を取り巻く**生活歴や生活状況**についての十分な**情報収集**が大切
- **組織としての正確なアセスメント**が的確な判断につながる(地域の**関係機関**と共同でアセスメントを実施することも重要)
- **個人情報**の取扱いについては、各地方公共団体が定める個人情報保護条例に従って取扱われるため、個人情報保護担当部局と連携を図り、相談記録や関係機関から収集する情報の取扱い等について**ルールを定めておく**ことが必要

**日頃の備え:自治体組織内の連携・関係機関との連携**

【令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 | 自治体講義(野村政子氏)より引用】

## 6. 関係機関の連携・協力による対応と体制

- 障害者虐待の発生には、様々な要因が複雑に影響している場合も多く、支援に当たっては障害者や養護者の生活を支援するための**さまざまな制度の活用や知識**が必要
- そのため、**複数の関係機関が連携**を取りながら障害者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、**チームとして対応**することが必要

### 日頃の備え：自治体組織内の連携・関係機関との連携

【令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 | 自治体講義(野村政子氏)より引用】

## 7. 十分な説明と見通しを示す

- 市町村は、**養護者**に対して、なぜ関わる必要があるのか、どういう支援ができるのかを**丁寧に説明**し、改善に向けての**見通しを示す**ことが大切
- **障害者と養護者の双方**に対して、市町村の考え方を十分に伝え、また、**障害者や養護者等と一緒に考えながら**、今後の展望や障害者と養護者がすべきことを提示することが必要

### 障害者の安全確保が最優先 障害者の自己決定の支援と養護者の支援

【令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 | 自治体講義(野村政子氏)より引用】

養護者による障害者虐待が発生した場合の対応

## (1) 相談・通報・届出の受付

- ① 虐待対応窓口の明確化
  - ・すべての部署が理解しておく
  - ・「後ほど連絡します」は禁句
- ② 24時間対応の体制整備
  - ・体制整備は必須
- ③ 受付記録の共通化・適正化
  - ・「〇〇です」と話した時の声・震え・表情等に真実がある
- ④ 警察との連携の確保
- ⑤ 個人情報保護と障害者の尊厳の保持
  - ・個人情報保護の例外規定の適用の前提として、当該情報が“虐待という最も重大な人権侵害”にあたるものという認識を共有することが重要

【令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 | 自治体講義(谷口泰司氏)より抜粋】

養護者による障害者虐待が発生した場合の対応

## (2) 対応方針の協議

- ① 初動対応の決定
  - ✓ 受付記録を根拠とした客観的・組織的(コアメンバー招集)な判断
  - ✓ 夜間や休日に関しても直ちに対応できる体制整備は必須
- ② 緊急性の判断にかかる留意点
  - ✓ あくまでも“障害者本人の安全確保”が最優先
  - ✓ 障害者支援・養護者支援は必ず別の者が担当
  - ✓ 同性職員による対応に配慮(特に性的虐待が疑われる場合等)

※「緊急性がある(疑いを含む)」と判断された場合は、その後の「(4) 立入調査権」の行使、「(6) 措置権の発動」による緊急保護までを想定した指示を下す必要がある。

【令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 | 自治体講義(谷口泰司氏)より抜粋】